

山形県入札監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 県発注の建設工事及び建設工事に係る設計、測量、調査、コンサルタント業務委託（以下「建設工事等」という。）について、入札・契約手続きの公正の確保と透明性の向上を図るため、山形県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、県発注の建設工事等に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が発注した建設工事等に関する、入札・契約手続きの運用状況等について報告を受け、改善すべき事項等があると認めたときは、県に対して意見の具申又は報告を行うこと。
- (2) 県が発注した建設工事等のうち委員会が抽出したもの又は県が必要と認めたものに関し、競争入札参加資格の設定方法及び指名競争入札に係る指名選定方法等についての審議を行い、改善すべき事項等があると認めたときは、県に対して意見の具申又は報告を行うこと。
- (3) 建設工事の一般競争入札（条件付）に係る競争入札参加資格を有さないとした理由についての再苦情処理を行うこと。
- (4) 県が行った建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置についての再苦情処理を行うこと。
- (5) 談合情報について、知事からの依頼に基づき調査及び審議（以下「調査等」という。）を行うこと。

(委員会の組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人程度で組織する。

- 2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、概ね6か月に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。
- 4 第2条第3号又は第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）及び第2条第5号の事務に係る会議（以下「談合調査等会議」という。）は、必要に応じ開催する。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議は、非公開とし、議事の概要は、公表することとする。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号に定める建設工事等の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第3号又は第4号の規定により、再苦情の申立てがあったときは、

却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成しその結果を知事に報告する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行うものとする。

(談合調査等)

第7条 委員会は、第2条第5号の事務に関し、知事から談合について調査等の依頼があったときは、談合調査等会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は前項の調査等を終えたときは、その結果を知事に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号、第3号、第4号又は第5号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、県土整備部建設企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から適用する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成13年2月2日から適用する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から適用する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から適用する。
- 6 この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から適用する。
- 7 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 8 この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。
- 9 この要綱の一部改正は、平成28年10月3日から適用する。